

大船渡市国土強靱化地域計画重点施策進捗管理表

【進捗度】 A：概ね計画内容どおり進捗している B：一部に進捗の遅れがみられる C：全体的に進捗の遅れが明らかである D：未着手、又は国・県等の動向を踏まえ、新たな視点で取り組む必要がある

	A	B	C	D	合計
進捗度集計	24	11	2	1	38

No.	施策分野	施策名	課等名	回避する起きてはならない最悪の事態							取組内容	重要業績評価指標	単位	目標 (R7)	基準 (R1)	実績 (計画期間)					達成率 (対R7)	進捗度	総括	今後の方向性	特記事項		
				目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	目標 5	目標 6	目標 7						R3	R4	R5	R6	R7							
1	行政機能・情報通信・防災教育	公共施設等の防災対策及び機能の維持向上	財政課	1-1		3-1							「大船渡市公共施設等総合管理計画」及び「大船渡市公共施設等個別施設計画」に基づき、計画的な修繕や長寿命化を行い、災害時における避難場所や防災拠点としての機能を確保する。	公共施設等の耐震化率	%	84.7	83.3	87.2	87.6	88.0	88.8	104.8	A	<ul style="list-style-type: none"> 「大船渡市公共施設等総合管理計画」及び「大船渡市公共施設等個別施設計画」に基づき、カメラアールのトイレ洋式化改修や吉浜地区拠点センターの照明LED化工事を実施し、防災拠点の機能確保を図った。 耐震基準を満たしていない施設の解体が進み、耐震化率は目標を上回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「大船渡市公共施設等個別施設計画」に記載されている公共建築物のうち長寿命化すべき施設については、計画に基づき、確実な耐震診断及び耐震化を進めていく。 		
2	行政機能・情報通信・防災教育	避難所の指定及び運営	防災管理室	1-1 1-2 1-3 1-4	2-5								災害時における地域住民等の避難先を確保するため、災害の種類に応じた避難所の指定を行う。 洪水・土砂災害に係る避難所が少ないことから、避難所数の見直しを行う。 感染症対策に配慮した避難所運営を行う。	洪水・土砂災害に係る避難所数	箇所	22	11	53	53	53	53	240.9	A	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民ワークショップの意見等を踏まえ、洪水・土砂災害に係る避難所を新たに指定し、令和3年度に53箇所を増やしている。 市防災訓練時には、地区本部等において、要配慮者受け入れを想定した避難所運営訓練を実施し、プライベートルームの設営やレイアウトの確認を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて避難所を指定する。 感染症対策に配慮した避難所運営を進める。 		
3	行政機能・情報通信・防災教育	安全な避難の確保	防災管理室	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5									地域住民等の安全な避難の確保を図るため、災害の発生が予想される場合は、早めに避難指示等の発令を行う。 外国人等に対する情報伝達の環境整備や避難支援体制の整備を図るとともに、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を支援する。	要配慮者利用施設の避難確保計画策定件数（累計）	件	39	33	33	38	46	47	120.5	A	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令に当たっては、気象庁が発表する情報や岩手県風水害対策支援チームの助言等をもとに、的確な判断ができるよう体制を整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 台風等に伴い災害発生のおそれがある場合、明るい時間帯に、早めの避難指示等の発令を行う。 今後新たな浸水想定が示された際、対象施設に対し避難確保計画策定に向けた、呼び掛け及び支援を行う。 行政情報一斉配信システムにより、外国人向けに自動翻訳機能を活用した情報発信を行う。 		
4	行政機能・情報通信・防災教育	ハザードマップの作成・周知	防災管理室	1-2 1-3 1-4						6-4			ハザードマップの作成及び配布を行い、災害の危険区域や避難所等について周知することにより、災害時における安全かつ迅速な避難等による被害の軽減を図る。	洪水・土砂災害ハザードマップの作成率	%	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	A	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定及び浸水が想定される市内8地区における住民説明会での意見等を踏まえ、津波ハザードマップを更新し、令和5年度に全戸配布した。 綾里川の洪水浸水想定を踏まえ、水害ハザードマップを更新し、令和5年度に綾里地区全戸に配布した。 ハザードマップについて、市広報紙への掲載や防災訓練での活用呼び掛けなど、日頃から災害に備える必要性の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県が管理する二級河川（10河川）の洪水浸水想定区域の指定・公表に伴い、令和8年度に水害ハザードマップを更新する。 	

No.	施策分野	施策名	課等名	回避する起きてはならない最悪の事態							取組内容	重要業績評価指標	単位	目標(R7)	基準(R1)	実績(計画期間)					達成率(対R7)	進捗度	総括	今後の方向性	特記事項	
				目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7						R3	R4	R5	R6	R7						
14	住宅・都市	地区運営組織の活動基盤強化	市民協働課								7-4	・地区と行政の協働の下、住民の主体的な地区運営を促進し、災害に強い地区づくりを推進するため、地区の人口や地理的要因、歴史など地区の実状に配慮しながら、住民の合意による地区づくり計画の策定と地区の生活課題等を自ら解決できる体制(地区運営組織)の構築を支援する。	地区運営組織数	地区	11	0	1	2	2	6	54.5	B	・市内6地区において地区運営組織が設立され住民主体の活動が展開されているほか、他の5地区においても、地区づくり計画の策定及び地区運営組織の設立に向けた住民アンケートや住民ワークショップ等が概ね順調に進捗しており、協働のまちづくりの取組が進捗している。	・地区づくり中間支援事業の委託先NPO団体と連携し、各地区の実情に配慮しながら、すべての地区での地区づくり計画の策定と地区運営組織の設立を目指す。 ・地区づくり計画に基づき自主的な実践活動が推進できるように、集落支援員が伴走型で支援する。		
15	保健医療・福祉	感染症対策の実施	こども家庭センター、健康推進課、市民環境課								2-5	・感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種の促進や感染予防に関する啓発活動を継続的に実施し、市民の意識の向上を図る。 ・消毒薬、マスクなどの調達体制の確保を図る。 ・消毒作業の規模に応じた実施体制を構築する。	消毒薬等調達協定等締結数(累計)	件	2	0	2	2	2	2	100.0	A	【こども家庭センター】 ・予防接種法に基づく定期接種、HPVワクチンのキャッチアップ接種、緊急風しん対策、小児へのインフルエンザワクチン接種助成を実施した。 【健康推進課】 ・予防接種法に基づき、成人を対象とする定期接種を実施した。 ・市広報・ホームページ等を通じて、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などへの感染防止対策について啓発を行った。 ・マスク等の備蓄状況を確認した。 【市民環境課】 ・消毒作業に係る噴霧器、薬剤等の資材を一定程度確保し、災害時の消毒に備えている。 ・消毒薬等調達協定については、市内に支店があるホームセンター2者と災害時における一部薬剤等の物資供給に関する協定を締結している。	【こども家庭センター】 ・予防接種を継続実施する。 ・感染症予防対策について、市民への周知を継続する。 ・マスク、ミルク、紙おむつなどの調達について、関係機関との連携確認を行う。 【健康推進課】 ・予防接種法に基づく成人を対象とする予防接種を継続実施する。 ・感染症予防対策について、市民への周知を継続して実施する。 ・有事の際の保健活動やマスク等調達などについて、関係機関との連携確認を行う。 【市民環境課】 ・ホームセンターで取り扱いのない薬剤等の調達について、取り扱い事業所の情報収集を行い、協定締結を進める。		
16	保健医療・福祉	保健体制の整備	健康推進課								2-5	・発災時に速やかに対応できるよう、研修会や訓練に参加し、対応や手順の理解に努めるとともに、災害時の活動内容について職員間で情報共有し、関係機関との協力の下、感染防止等に関する保健活動を連携して行う体制を整備する。	保健研修会等への参加回数(年間)	回	1	0	2	1	1	1	100.0	A	・大船渡保健所管内統括保健師等連絡会に参加し、保健師の人材育成や健康危機管理等について意見交換を行った。終了後、会議内容を課内で共有した。	・引き続き関連する会議や研修会等に参加しながら、関係機関との連携に努めていく。		
17	保健医療・福祉	福祉避難所の指定及び運営	地域福祉課	1-1 1-2 1-3 1-4	2-5							・一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定する。 ・災害時において、福祉避難所の設置・運営を円滑に行うことができるよう、平時から運営方法について調整を図る。 ・感染症対策に配慮した福祉避難所の運営を行う。	福祉避難所協定締結施設数	箇所	26	26	26	26	26	26	100.0	A	・福祉避難所の開設・運営に関する協定を26施設との間で締結している。 ・令和7年2月に発生した大規模林野火災において、4施設で福祉避難所を開設した。	・福祉避難所の開設・運営に当たり生じた課題等について、協定締結施設(法人)間で情報共有や意見交換を行い、今後の避難所運営の改善を図る。		
18	保健医療・福祉	高齢者福祉施設の耐震化	長寿社会課	1-1	2-4							・入所者の安全確保や災害時における福祉避難所としての役割を果たすため、高齢者福祉施設の耐震化を促進する。	高齢者福祉施設の耐震化率	%	100.0	97.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	A	・通所や入所など施設内で介護サービスを提供する事業所が対象になるが、福祉避難所になり得ない施設外事業所(訪問介護の事務所)が1施設含まれていたため、対象から除外した。	・達成率100%のため、災害時における福祉避難所としての適切な機能維持が図られるよう、施設整備に関する必要な情報提供に努める。	

No.	施策分野	施策名	課等名	回避する起きてはならない最悪の事態							取組内容	重要業績評価指標	単位	目標(R7)	基準(R1)	実績(計画期間)					達成率(対R7)	進捗度	総括	今後の方向性	特記事項
				目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7						R3	R4	R5	R6	R7					
19	保健医療・福祉	要支援者の避難行動の支援	長寿社会課、防災管理室	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5							・災害時における避難支援を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の配布とともに、自主防災組織等と意見交換をして、課題の共有とその解決に当たる。 ・要支援対象者について避難行動要支援者名簿への登録の可否(同意又は不同意)を適切に把握し、地域における効果的な避難支援行動につなげる。	要支援対象者のうち避難行動要支援者名簿登録可否が把握できない者の割合	%	0.0	19.0	7.9	5.7	9.0	8.3	91.7	B	・避難行動要支援者名簿への登録可否の確認書を送付するに当たり、名簿の活用方法を分かりやすく説明したチラシや、登録の可否を判断するフローチャートを同封することで、提出の促しと名簿登録可否の把握向上に努めた。 ・名簿登録の可否について確認を要する者(令和5年度2,839人、令和6年度2,329人)に対し、同意・不同意書の提出がなく名簿搭載の可否が把握できない者(令和5年度255人、令和6年度192人)の減少割合がわずかに大きくなったことから、評価指標の割合が減少した。	・避難行動要支援者名簿への登録の可否について、理解が図られるよう通知文書を精査しながら、同意確認作業を継続するとともに、名簿を活用した支援体制の充実に努めるため、自主防災組織等関係機関と連携し、具体的な方策を検討する。 ・関係部署が連携し、避難行動要支援者名簿に関する周知を図る。		
20	保健医療・福祉	保育所等の耐震化	こども家庭センター	1-1	2-4						・保育所やこども園は、災害時における避難場所として利用されることから、未耐震化施設については早期の改築を促進する。 ・新耐震基準の施設についても、施設の老朽化等が進行している施設もあることから、適正な維持管理を促進する。	保育所・こども園の耐震化率	%	100.0	91.7	91.7	91.7	100.0	100.0	100.0	A	・令和3年度末時点で未耐震化施設であるこども園が1園あったが、令和4年度と令和5年度の2か年で新たな園舎を整備し、令和5年度に耐震化率100%を達成した。	・耐震化施設については、令和5年度に100%に到達したが、老朽化等が進行している施設もあることから、今後も引き続き、適正な維持管理を促進する。		
21	産業	再生可能エネルギーの導入促進	企画調整課				4-1	5-1			・民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電事業への支援や住宅用太陽光発電システムの導入補助により、再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を進める。	再生可能エネルギー導入量	kW	142,853	102,038	103,157	103,645	104,023	104,325	73.0	B	・再生可能エネルギー導入量は、太陽光発電設備による導入量が増加したものの、一層の導入促進に努める必要がある。	・国や県の動向を注視し、適宜、有用な制度、支援策について情報の収集・提供を行い、市内における再生可能エネルギーの導入促進に努める。		
22	産業	燃料等のエネルギー供給機能の確保	防災管理室、財政課、商工企業課			3-1		5-1			・災害時におけるエネルギー供給機能を確保するため、東北電力ネットワーク株式会社大船渡電力センターとの電力の復旧に係る協定並びに岩手県石油商業協同組合大船渡支部及び社団法人岩手県高圧ガス保安協会大船渡支部との燃料等の調達及び応急対策委員の確保に係る協定の締結を継続するとともに、災害時に協定が有効に機能するよう、定期的に情報共有や訓練を実施するなど、連携体制の強化を図る。	エネルギー関係団体との訓練等の実施回数(年間)	回	1	1	1	1	1	1	100.0	A	・協定を締結している関係機関に市防災訓練に参加してもらい、災害対応に当たって情報共有を図ることを目的に情報伝達訓練を実施した。 ・令和6年度市防災訓練において、東北電力ネットワーク株大船渡電力センターとMicrosoft Teams会議を活用したオンラインリエゾンを実施した。	・市防災訓練への参加などにより、連携体制を強化する。		
23	産業	漁業集落環境の整備	水産課	1-2	2-1		4-1 4-2				・水産物の安定的な供給を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する防災関連施設等の整備を行う。	綾里地区漁業集落環境整備率	%	66.7	0.0	0.0	16.2	38.6	38.6	57.9	B	・令和3年度に基本計画を策定し、実施計画が国に承認された(一部は令和4年度に承認)。 ・令和6年度は雨水排水路の工事実施は無し。集落道(港地区)の工事L=28.5m及び田浜上地区の用地買収を令和7年度に繰越としている。 ・基本計画に基づき、令和4年度から8年度までの期間で事業実施する予定。	・令和7年度は集落道(田浜上地区)の工事と、田浜上地区の補償を実施する。		

No.	施策分野	施策名	課等名	回避する起きてはならない最悪の事態							取組内容	重要業績評価指標	単位	目標(R7)	基準(R1)	実績(計画期間)					達成率(対R7)	進捗度	総括	今後の方向性	特記事項
				目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7						R3	R4	R5	R6	R7					
24	産業	水産物供給基盤の整備	水産課	1-2	2-1		4-1 4-2				・地域の特性を生かし、漁港や漁場の整備を進め、地域における水産資源の維持増大及び生産機能等の強化を図る。	水産物供給基盤整備率(泊里漁港)	%	100.0	0.0	8.9	27.2	34.8	71.2		71.2	B	・令和2年度から事業を再開。当初計画から20年が経過し、この間に設計基準が改定されたことから、令和2年度に施設構造の計画変更を行い、令和3年度より南防波堤の延伸工事を実施した。 ・昨今の利用漁船数の減少等により事業採択基準を下回っている状況であったことから、令和6年度に事業計画を変更し、南防波堤の整備をL=41mからL=20mに変更とし、その整備をもって事業完了とすることとした。	・令和7年度は南防波堤の上部工の工事を実施する。	
25	国土保全・交通	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	建設課	1-2	2-1 2-2 2-3 2-4		4-1 4-2	5-4	7-2	・災害時における救助・救援活動、物資輸送等が円滑かつ安全に行われるとともに、復旧復興を迅速に行うため、災害に強い道路整備と幹線道路ネットワーク整備を国や岩手県と連携して進める。	令和2年度対国・対県要望に対する事業化路線数(累計)	路線	5	0	1	2	2	2		40.0	C	・気仙地域2市1町と民間関係団体等で構成された検討会を発展的解消し、令和4年5月に設立した国道107号の整備促進に向けた期成同盟会において、令和6年7月に第1回決起大会を開催、対国・対県要望を実施した。	・国道と県道の整備について、国や県に要望していく。 ・気仙地域2市1町と民間関係団体等で構成された検討会を発展的解消し、令和4年5月に設立した国道107号の整備促進に向けた期成同盟会において、引き続き、要望活動を実施する。		
											重要物流道路指定路線数	路線	5	2	2	4	4	4		80.0					
26	国土保全・交通	災害に強い交通ルートの整備	建設課	1-2	2-1 2-2 2-3 2-4		4-1 4-2	5-4	7-2	・災害時の円滑な避難や、支援・物資輸送が滞らないよう、地域からの要望等を基に、緊急度・優先度を考慮の上、順次、市道整備に着手し、交通ルートの整備を行う。 ・豪雨による冠水や降雪による車両の立ち往生を未然に防止するため、通行規制や早期の周知、除雪などの道路管理を実施する。	市道改良率	%	71.0	69.8	70.0	70.5	70.6	71		100.0	A	・国の補助金や交付金を活用して市道を整備した。	・地区要望や緊急度及び優先度を基に、市道の整備を進める。		
27	国土保全・交通	道路施設の維持補修	建設課	1-2	2-1 2-2 2-3 2-4		4-1 4-2	5-4	7-2	・道路施設の安全性を維持するため、地域等からの要望を基に、緊急度・優先度を考慮の上、道路施設の補修等工事を実施する。	道路施設の維持補修に係る要望への対応実施率	%	92.0	91.8	90.9	93.6	82.9	85.2		92.6	A	・地区要望や緊急度及び優先度を基に、市道の適切な維持補修を実施した。	・地区要望や緊急度及び優先度を基に、市道の維持補修を行い適切な管理に努める。		
28	国土保全・交通	道路施設の長寿命化	建設課	1-2	2-1 2-2 2-3 2-4		4-1 4-2	5-4	7-2	・老朽化した道路施設の補修等工事を実施し、長寿命化を図るとともに、点検など適切な維持管理に努めることで、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する。	市道舗装率	%	70.7	68.1	68.1	68.6	68.8	69.2		97.9	A	・点検結果に基づき、老朽化した道路施設の補修等工事を実施し、長寿命化を図った。	・点検結果に基づき、老朽化した道路施設の補修等工事を実施し、長寿命化を図る。		
											橋りょう長寿命化修繕率(健全度区分がⅢ判定となった45橋を対象)	%	100.0	0.0	35.6	37.8	44.4	44.4		44.4					
29	国土保全・交通	交通安全施設等の整備	建設課	1-2 1-4						・災害時においても円滑な避難等ができるよう、地域や関係機関からの要望を基に、緊急度・優先度を考慮の上、順次、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設等を整備する。	交通安全施設等の整備に係る要望への対応実施率	%	33.0	33.0	11.1	32.4	22.7	43.8		132.7	A	・地区要望や緊急度及び優先度を基に、交通安全施設を整備した。	・地区要望や緊急度及び優先度を基に、交通安全施設の整備を進める。		
30	国土保全・交通	河川改修等の治水対策	建設課	1-3						・記録的な豪雨や局地的豪雨による大規模水害を防ぐため、緊急度・優先度を考慮の上、順次、河川改修等の治水対策を進める。	河川整備率(5河川を対象)	%	100.0	0.0	0.0	20.0	20.0	60		60.0	A	・河川改修等を実施し、治水対策を進めた。	・記録的な豪雨や局地的豪雨による大規模水害を防ぐため、河川改修等の治水対策を進める。		
31	国土保全・交通	水路の維持補修	建設課	1-3						・記録的な豪雨や局地的豪雨に伴う内水氾濫に対処するため、地域等からの要望を基に、緊急度・優先度を考慮の上、順次、水路施設の補修等を実施する。	水路の維持補修に係る要望への対応実施率	%	92.0	91.8	90.9	93.6	82.9	85.2		92.6	A	・地区要望や緊急度及び優先度を基に、水路の適切な維持補修を実施した。	・引き続き、地区要望や緊急度及び優先度を基に、水路の維持補修を行い適切な管理に努める。		

No.	施策分野	施策名	課等名	回避する起きてはならない最悪の事態							取組内容	重要業績評価指標	単位	目標(R7)	基準(R1)	実績(計画期間)					達成率(対R7)	進捗度	総括	今後の方向性	特記事項
				目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7						R3	R4	R5	R6	R7					
32	国土保全・交通	土砂災害対策施設等の整備・改修	建設課	1-4							・急傾斜地崩壊対策施設や砂防施設の早期完成、未整備箇所の早期事業化を岩手県に要望し、整備促進を図る。	急傾斜地土砂災害危険箇所対策実施済箇所数(累計)	箇所	25	24	24	24	24	24	96.0	C	・急傾斜地崩壊対策施設や砂防施設の早期完成、未整備箇所の早期事業化を岩手県に要望した。	・引き続き、急傾斜地崩壊対策施設や砂防施設の早期完成、未整備箇所の早期事業化を岩手県に要望する。		
												土石流危険箇所対策実施済箇所数(累計)	箇所	35	34	34	34	34	34	97.1					
33	国土保全・交通	治山事業の促進	農林課	1-4						6-5	・山地災害の原因となる山崩れ、地すべり、土石流等の被害を防止し、又は被害を最小限に抑えるため、治山ダムや土留の設置など治山施設の整備や老朽化により補修等が必要な箇所への対応について、引き続き、岩手県へ要望する。	治山事業の施行地区数(累計)	地区	5	1	3	3	3	3	60.0	B	・県と現地確認を行いながら実施箇所を決定し、土砂流出等が懸念される箇所継続的に治山事業を進めている。令和6年度は継続3箇所事業を実施し、そのうち2箇所は繰越となり引き続き対応している。これまでの取り組みにより、対象箇所の整備が着実に進み、地域の災害リスク軽減に貢献している。	・大規模林野火災の影響がある箇所は優先的に対応しつつ、通常の治山事業も並行して計画的に実施するとともに、必要な情報共有や連絡調整を行い、土地使用の同意取得を着実に進め、事業の円滑な実施に努める。	大規模林野火災の影響がある箇所を優先的に実施	
34	国土保全・交通	農林業用施設の災害対応力の強化	農林課	1-4			4-2			6-4 6-5	・被災により食料供給等に甚大な影響を及ぼさないよう、農道・林道、用水路等の農林業用施設について、計画的な整備や長寿命化対策等を推進する。	農林業用施設維持修繕件数(年間)	件	20	14	24	14	22	14	70.0	B	・計画的な維持保全に取り組みながら、農林道や用水路などの管理に努めている。周辺に住宅が増えた地域などでは、農林業利用以外の面からの要望も見られるようになっており、地域の実情に応じた対応が求められている。	・突発的な修繕や改修要望にも対応しながら、緊急度や優先度を踏まえた計画的な維持保全との両立を図る。		
35	国土保全・交通	ため池の危険度の周知	農林課	1-4						6-4	・ため池が決壊した場合に備え、被害想定区域や避難場所等が表示された「防災重点ため池ハザードマップ」を作成するとともに、ため池の危険度を地域住民に周知することにより、防災意識の向上や緊急時の迅速な避難対策に反映し、被害軽減を図る。	防災重点ため池ハザードマップの作成率	%	100.0	0.0	67.0	67.0	100.0	100.0	100.0	A	・重点ため池3箇所すべてのハザードマップを作成済みである。	・ため池の危険度を地域住民に周知することにより、防災意識の向上や緊急時の迅速な避難による被害軽減を図る。		
36	国土保全・交通	漁港施設の長寿命化	水産課	1-2	2-1		4-1 4-2			6-2	・漁港機能の維持・保全を図るため、機能保全計画に沿って保全工事を行い、漁港施設の維持管理と長寿命化に取り組む。	機能保全計画達成率(健全度がA判定又はB判定とされた4施設を対象)	%	25.0	0.0	0.0	13.8	23.3	33.1	132.4	A	・令和2年度に水産物供給基盤機能保全計画を策定し、令和3年度に漁港施設修繕の実施計画が国から承認された。 ・令和6年度は蛸ノ浦漁港北防波堤の修繕工事L=30mを実施。蛸ノ浦漁港北防波堤の修繕工事L=26mを令和7年度に繰越としている。	・令和7年度は蛸ノ浦漁港北防波堤及び護岸、千歳漁港の護岸の修繕工事を実施する。		
37	国土保全・交通	港湾の耐震・耐津波強化	港湾振興課		2-1		4-1 4-2			6-2	・経済活動の物流拠点や災害時における緊急物資の輸送拠点としての港湾機能を確保するため、引き続き、国及び岩手県に耐震強化岸壁の早期整備を要望する。	耐震強化岸壁整備率(野々田地区)	%	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	D	・令和2年2月の大船渡港港湾計画の変更により、野々田地区岸壁(-7.5m、13m)が災害時の緊急物資対応施設として位置付けられたが、耐震強化岸壁の整備時期等については未定であるため、引き続き、早期の整備について要望する必要がある。	・継続して国及び岩手県に要望していくとともに、東北地方整備局へ職員を派遣し、情報収集するほか、要望実現に向けた定期的な事務レベルでの意見交換会を県と実施しており、これを継続していく。	
38	国土保全・交通	廃棄物の処理体制の整備	市民環境課、大船渡地区環境衛生組合、岩手沿岸南部広域環境組合、気仙広域連合	2-5						7-1	・災害発生時に迅速かつ円滑に災害廃棄物やし尿等の処理を実施するため、相互応援協定を締結し廃棄物の処理体制を整備するとともに、市において「災害廃棄物処理マニュアル」の策定を行う。	災害廃棄物処理応援協定の締結数	件	6	4	4	4	4	4	66.7	A	・岩手県資源循環推進課より助言を受けながら、関係課等と協議の上、令和4年7月に「大船渡市災害廃棄物処理マニュアル」を策定した。	・災害廃棄物処理応援協定について、県内市町村・一部事務組合及び広域連合とは締結済である。民間団体等との協定については、(一社)岩手県建設業協会大船渡支部、岩手県産業資源循環協会と協定を締結しており、その他の団体との連携に係る情報収集を行う。		
												災害廃棄物処理マニュアルの策定	-	策定	未策定	未策定	策定	策定	策定	100.0					